

次のとおり閲覧時間等を変更するので、公示します。

平成二十四年六月二十九日

奈良県議会議長 国 中 憲 治

一 変更する期間

1 閲覧時間に係るもの

平成二十四年七月二日から同年九月七日まで

2 閲覧業務を行わない日に係るもの

平成二十四年七月二十一日から同年八月二十七日まで

二 閲覧時間等を変更する業務及び変更内容

変更する業務		変更内容			
		変更事項	変更前	変更後	
奈良県議会の議員の資産等報告書等の閲覧	閲覧時間	閲覧時間	土曜日	月曜日	
	閲覧業務を行わない日	閲覧業務を行わない日	土曜日	月曜日	
奈良県政務調査費に係る収支報告書及び領収書等の閲覧	閲覧時間	閲覧時間	土曜日	月曜日	
	閲覧業務を行わない日	閲覧業務を行わない日	土曜日	月曜日	

三 変更の理由

今夏の電力不足の状況を踏まえ、職員の執務時間を午前八時から午後四時四十五分までとすること等の措置を講じることとしたため